

計算書類に対する注記

(E 拠点)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具および備品一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金一職員の退職給付に備えるため、当該職員に係る掛け金納付額のうち、法人の負担に相当する金額を計上している。
 - ・賞与引当金一職員の賞与の支給に備えるため、翌年度の支給見込み額の内当年度の負担に属する金額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員退職手当共済制度に加入している。
広島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) E 拠点計算書類(第一号の四様式、第二号の四様式、第三号の四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(Ⅱ))
 - ア 東城保育所ありすの森
 - イ ぼんぼこ山保育園
 - ウ 東城町子育て支援センター
 - エ 東城町放課後児童クラブ
- (3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(10))は省略している。

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

6. 担保に供している資産
担保に供されている資産は以下のとおりである。
該当なし
担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。
該当なし

7. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
事業未収金	9,121,340	0	9,121,340
未収金			
合 計	9,121,340	0	9,121,340

8. 重要な後発事象
該当なし

9. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び
純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし